

前橋市実費弁償条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例は、次に掲げる証人等に適用する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第7項の規定により出頭した証人(審査を申し出た者を除く。)</p> <p>(9) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第1項の規定により出頭した者(直接利害関係人を除く。)</p> <p>(10)～(12) 省略</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この条例は、次に掲げる証人等に適用する。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第3項の規定により出頭した証人(審査を申し出た者を除く。)</p> <p>(9) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第1項の規定により出頭した者(直接利害関係人を除く。)</p> <p>(10)～(12) 省略</p>